

# 告 示

埼玉県告示第百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年一月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	変更事項	変更前	変更後
社会医療法人財団石心会 さやま総合クリニック	名称	医療法人財団石心会 さや ま総合クリニック	社会医療法人財団石心会 さやま総合クリニック
社会医療法人財団石心会 さやま腎クリニック	名称	医療法人財団石心会 さや ま腎クリニック	社会医療法人財団石心会 さやま腎クリニック
社会医療法人財団石心会 狭山病院	名称	医療法人財団石心会 狭 山病院	社会医療法人財団石心会 狭山病院
佐々木記念病院	名称	所沢胃腸病院	佐々木記念病院